

適用する。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から

文 部 省

別紙衆議院議長奏上の夏時刻法の一部

閣甲第一〇号

起 昭和二五年三月二十九日

決定昭和二五年三月二十九日

上奏昭和二五年三月三十日

未付昭和二五年四月四日

公布昭和二五年三月三十日

月 日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

総理府事務官

内閣官房総務課長

東京都千代田区霞ケ関3丁目4番地
電話・銀座(57)・5771~5779
5781~5785

本件についての照会・回答には必ず
上記書類番号・月日を付して下さい。

改正する法律公布の件は奏上のとおり公
布を奏請することといたしました。

夏時刻法の一部を改正する法律をここに公
布する。

御名御璽

昭和三十五年三月三十日

内閣総理大臣

法律第三十九号

(奏上のとおり。)

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

国会は夏時刻法の一部を改正する法律の公布を奏上いたします。

昭和二十五年三月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎

内閣総理大臣

外務大臣

夏時刻法の一部を改正する法律を公布する

衆議院事務総長大池眞



夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年一月二十四日

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣總理大臣

官房総務課長

25 / 24

内閣總理大臣

法務總裁

林 國務大臣

森 國務大臣

鈴木 國務大臣

樺貝 國務大臣

本多 國務大臣

増田 國務大臣

山口 國務大臣

殖田 國務大臣

稻垣 國務大臣

益谷 國務大臣

大庭 國務大臣

青木 國務大臣

木村 國務大臣

高瀬 國務大臣

池田 國務大臣

小沢 國務大臣

大庭 國務大臣

増田 國務大臣

山口 國務大臣

別紙 内閣總理大臣請議 夏至時刻法の一部

を改正する法律案

を審査したが、右は請議のよう閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法 律 案

呈案附箋の通り

夏時刻法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する

昭和三十五年三月三日
參

内閣總理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣總理大臣

法務總裁

各省大臣

經濟安定本部總裁

法務府法規閣 第四卷
昭和二十九年一月十九日

總審第二七七号

昭和二十五年一月十九日

内閣総理大臣殿

大日本帝国政府

内閣総理大臣殿

夏時刻法の一部改正について

夏時刻法の一部改正に關し、別紙改正法律案を添え、閣議をお願
いいたします。

ハハ六」ます。

夏時刻法の一語迄五〇閏」、既遡迄五〇閏案を添え、關議會は解

夏時刻法の一語迄五〇六」

内閣總理大臣 謹

内閣總理大臣

昭和二十五年一月十六日

總務省二十九号

夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法（昭和二十三年、ノミナス法律第二十九号）の一部を
次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「六」をす。

夏時制の一端を五分間」、即ち五分間を標準とし、過度には短いの起算点、公市の日付を起算する。

憲 例

憲一新式ひ葉二新葉一題中、「四月」が「五月」に延びる。
次のとおり延五する。

夏時制（昭和二十三年四月二十八日起算葉二十度）の一端を

夏時制の一端を延五する起算点

理 由

國民生活の実情にかんがみ、夏時制の始期を五月の第一土曜日の午後十二時とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

實體にかんがみ、已れ年五月の第一土曜日の午後十二時を標準とする

後要請せらる。されば、この趣弊案が提出する理由アリ。

実際の事例や、さくまで正月の某一土曜日の午西十二時をもつて
一土曜日の翌日の午前零時までの間は、西日本では、西日本では
既に夏時刻となり、翌年四月の某一土曜日の午酉十一時まで午前零時

由

参照

夏時刻法

昭和二十三年四月
法律第ニ十九号

(總理、外務、大蔵、法務、文部、衛生、農林
商工、運輸、進歩、方商大臣署名)

第一條 每年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日、翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用ひるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。
第二條 四月第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間もつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間もつて一日とする。

夏時刻の期間中、その他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民生活の実情にかんがみ、夏時刻の始期を五月の第一土曜日の午後十二時とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

夏時刻法の一部を改正する法律案の提案理由説明書

夏時刻法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明致します。

現行夏時刻法は昭和二十三年より実施せられたのであります。昭和二十三年におきましては、立法の時期的關係上夏時刻は臨時に五月の第一土曜日より開始せられましたので、本則通り夏時刻が四月第一土曜日から始められたのは、昨二十四年が始めてでありますことは御承知の通りであります。

この夏時刻制度は、何分我国にとつて全く新しい試みでありますたので政府としましても、その成果には特に大きな信心をもちまして、一昨年以来その実施の状況を種々調査検討して參つたのであります。その結果本制度の実施によりまして、日光活用による電力の節約その他民生活の改善促進等所期の好ましい効果は勿論これを收め得たのであります。他方民生活において種々不都合な点

のあることも又明らかとなつたのであります。その主なるもののみをとり上げてみますと、大体について夏時刻により、早朝の未明又は寒冷時に起床を余儀なくさることに基く生活上の支障であります。が、これらを具体的に徹查致してみますと、その不都合な点は概ね夏時刻の始まる四月において、特に顯著なのであります。もし、その始期を五月に改めへならば、その大部分は著しく緩和され得る性質のものと考えられるのであります。本制度実施後各方面で行いました世論調査の結果をみましても、大多数意見がその始期を一ヶ月遅らせるなどを希望していることは右の事情を反映するものと思われます。

たゞ問題となりますのは、本制度の大きな狙いの一つである電力節約との関係であります。昨年の夏時刻開始前後各一週間における実績調査によりますと、四月に夏時刻を実施したことによる電力の節約としては、殆ど見るべき効果は得られなかつたのであります。

すなわち最大電力においては一、一%の減少を見たが、電力量としてはむしろ〇、八%の増加という結果を示しているのであります。勿論これは昨年度のみの調査に基くものであり、且つ電力量の増減は、種々の事情の影響をうけるものでありますから、右の結果をもつて直ちに決定的判断の資料とはなし得ないのであります。なおこれにより四月の夏時刻実施と電力消費との關係について大体の傾向はこれを推知し得るものと考えます。なお四月は一般に雪どけのため水力電氣も増加し、電力の需給關係は年間を通じて最も緩和される時期に該当しているといふ事情もあります。従いましてこれらの点を総合判断致しますと、夏時刻の開始時期を四月から五月に改めまして、電力節約の問題に関しては、さしたる悪影響はないものと考えられるのであります。

以上述べました理由により、政府としては、国民生活等の実情を考慮しつつ、しかも本制度の趣旨を充分活かして参りますため、こ

の際夏時刻の現行開始時期たる四月第一土曜日を五月第一土曜日に改めることとして、ここに本法律案を提案致した次第であります。何率慎重御審議の上速かに可決あらんことを希望致します。

夏時刻法の一部を改正する法律案

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民生活の実情にかんがみ、夏時刻の始期を五月の第一土曜日の午後十二時とする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

(参考資料)

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日)
法律第二十九号

第一條 每年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進められた時刻（夏時刻）を用いるものとする、但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日と夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に関する他の法律の規定

定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、五月の第一土曜日（五月一日）とする。

表 1

各地の日出日入時間（昭和25年1950）

月 日	根室	札幌	樺垣	函館	青森	盛岡
4. / 1	日出 H m 5 02	日入 H m 17 43	日出 H m 5 18	日入 H m 18 00	日出 H m 5 22	日入 H m 18 01
5. / 1	4 12	18 18	4 30	18 34	4 35	18 34

月 日	合	宇都宮	東京	新潟	長野
4. / 1	日出 H m 5 23	日入 H m 17 59	日出 H m 5 28	日入 H m 18 02	日出 H m 5 29
5. / 1	4 41	18 27	4 48	18 28	4 50

日 時 青葉園 名古屋 福井 大阪 四山

日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入	日出	日入
H m	H m	H m	H m	H m	H m	H m	H m	H m	H m
4. 1 5 35	18 07	5 41	18 13	5 43	18 16	5 47	18 18	5 53	18 25
5. 1 4 57	18 31	5 02	18 27	5 04	18 41	5 09	18 42	5 15	18 48

月日	松江	宍道	島根	高知	福岡	熊本
	日出	日入	日出	日入	日出	日入
4.	5 56	18 29	5 59	18 30	5 55	18 26
5.	5 17	18 53	5 22	18 54	5 19	18 48
					5 31	19 01
					5 31	18 58

鹿児島

月日	日出	日入
4. 1	5 08	18 37
5. 1	5 34	18 57

表2

北海道から長崎県(起終点)

表3

	青森	仙台	新潟	東京	名古屋	大阪	広島	高知
夏	5	5	5	5	6	6	6	6
秋	5.2	5.0	6.4	6.7	8.9	8.6	10.7	10.4
冬	11.0	12.3	12.1	12.7	13.0	13.9	14.6	15.1
春	13.5	13.6	15.1	15.2	13.6	13.9	14.5	14.8
年	9.3	11.0	11.7	12.0	13.9	14.6	15.1	15.5

夏温特別月平均値

表4

夏時刻開始並びに終了の前後に於ける電力消費実績比較

	電力量 (MWH)		最大電力 (MW)	
	夏時刻(A) 標準時(B)	差引(c)	夏時刻(C) 標準時(D)	差引(d)
23年 開始の前後	90,077	92,342	23,356	2,5
23年 終了の前後	84,546.9	86,884.2	2,334.6	2.7
24年 開始の前後	101,976.7	101,212.8	-963.9	-0.8
24年 終了の前後	94,507.3	98,918.1	4,203.8	4.5

註 1 昭和23年度は本州及び九州の合計、昭和24年度は全国の合計である。

2 総計の範囲は日暮及び配電その他を含む。

3 夏時刻前後各一週間の一日常均の数値である。

数字{上段は自然流水発電、下段は貯水発電}

月	上段は自然流水発電 下段は貯水発電	日本発送電調査
1月	2,092,240 251,390	2,343,630
2月	1,959,590 274,140	2,233,640
3月	2,492,090 1,90,800	2,632,890
4月	3,383,620 94,830	3,478,450
5月	3,459,590 1,4350	3,573,940
6月	3,260,440 1,3820	3,374,260
7月	3,295,990 1,36150	3,406,280
8月	2,791,290 1,36150	2,927,440
9月	2,997,410 20,630	3,118,040
10月	3,057,120 83,840	3,140,960
11月	2,678,800 1,35,450	2,814,250
12月	2,385,340 1,95,60	2,581,300

Bill for Partial Amendment
to the Summer-Time Law

The Summer-time Law (Law No. 26, 1948) shall be partially amended as follows:

In Article 1 and Article 2 paragraph 1, "April" shall be emended as "May".

Supplementary provision:

This Law shall come into force as from the day of its promulgation.

reason :

In view of the actual state of national life, it is necessary to alter the beginning of summer-time to 12 p.m. of first Saturday of May.

This is the reason for submission of this bill.

夏時刻法の一部改正について

(二五・一・一三)
内閣審議室

一、わが國は夏時刻法（昭和二十三年四月二十八日法律第二十九号）に基き、昭和二十三年以来既に二回に亘つて夏時刻制度を実施して来た。すなわち昭和二十三年は五月一日から九月十二日まで、翌昭和二十四年は四月二日から九月十一日までこれを実施したが、この夏時刻制度については、各方面から各種の批判が出ており、労働組合からも政府に對し陳情が提出されてゐることは、既に連申命令部においても御承知の通りで、今更贅言を要しないところであります。今試に其の非難の主なものを例示すれば次の通りである。

(イ) 朝は夏時刻によつて一時間早く起床するが、夜は從来の習慣により、標準時の時と同じ頃に就寝する為、睡眠時間が不足して疲労する。

(ロ) 朝は日出前未明に起きなければならず、この為に却て朝から

(四) 暑が日出前未即ち拂ひあがまらず、この感の時丁暁ゆる
ア避後する。

(五) 暑が夏御涼めに一月間早ゝ晴未する故、御御涼面取不取
ふど。今萬の其の非難の主あるのを昭示本件大の耻りである。
唐令署御涼めに一月間本件の解もア、今更諒言を要し本件もござ
御御涼命令より御御涼機」御御涼出る所すれども、御御涼
の夏御涼機御涼めにハア、各面收の各縣の御御涼出アは
登御涼二十四年四月一日から此月十一日まで此月実施ノカ敷
ア未シ。トホホホ御涼二十三年正月一日から此月十二日まで
トホホホ御涼二十三年以來通リ二回ア亘じア夏御涼機實施ノ
一ホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホホ

夏御涼機の一端既玉アじハア

(内閣審議室)

電灯をつけ、電力の節約にもならない。

(六) 北海道の如き北方の地方においては、朝は寒冷の頃に起きな
ければならない。その為に特に暖房をたくことを要する。

(七) 特に家庭の主婦の困難が加重される。
しかしながら、これらの非難はおむね夏時刻を四月から実施
するためであつて、もしその始期を五月にずらすならば、これ
ら國民生活に及ぼす支障は大いに緩和されるものと思われる。
夏時刻制実施後各方面でしらべた世論調査によつても、大多数
のものはその始期を一ヶ月遅らすよう希望している。

(八) 現在日本の勤労者の起床時刻はおむね午前六時前後である。官
廳の勤務時間は午前八時半に始るが、終戦後の住宅難のため、遠
距離通勤者が多く、且つ現在の如き交通事情のため、大部分の者
は通勤に一時間ないし一時間半を要する。更に日本の食生活の慣

番上、日本人は朝火を起して飯をたき、味噌汁をつくるので、朝食の準備に多大の時間を要し、歐米の如くパンとコーヒーで朝食をすませるのとは格段の相異である。

これが夏時刻になると、一般的の勤労者は更に一時間繰上げて、標準時の午前五時前後に起床しなければならないこととなる。そこで今試に四月一日及び五月一日における日本全國の日出の時刻を見ると次の通りである。

「(二) 日本の食生活の問題」
 順次日本の農業者の生活費とその構成を述べる。農業者の生活費の構成は、主に穀物、野菜、肉類、魚類、豆類、乳類、果物、茶葉、酒類等である。
 番上、日本人は朝火を起して飯をたき、味噌汁をつくるので、朝食の準備に多大の時間を要し、歐米の如くパンとコーヒーで朝食をすませるのとは格段の相異である。

これが夏時刻になると、一般的の勤労者は更に一時間繰上げて、標準時の午前五時前後に起床しなければならないこととなる。そこで今試に四月一日及び五月一日における日本全國の日出の時刻を見ると次の通りである。

これによると、四月一日には午前五時では殆ど全般各地ともまだ日出前であり、わずかに根室において日の出を見るのみである。これが五月一日になると、近畿以東は殆ど日の出後であり、鹿児島でも三十分後には日が出来ることとなる。したかつて夏時刻の始期を五月からとすれば、日の出に関しては、国民の生活感覚と一致し、又早朝電燈をつける必要もなく、電力節約の趣旨にも剛うものと思われる。（競速四参照）

殊に九州の如き雨方ににおいては、標準時においても東京等よりはかなり暗くならないのであるが、四月から夏時刻を実施すると、この差は一層はなはだしく、佐世保では太陽の位置と時計面との差は約一時間半に及ぶ。しかしこれも夏時刻の実地を五月からすとにより、上ほど緩和されることとなる。

(昭和14年6月15日)

人出日の当番

人出日		日	月	日	月	日	月	日	月
東京	出日	人日	人月	日日	月月	日日	月月	日日	月月
人日		人月		日月		日月		日月	
人月		日日		人月		人月		日月	
日日		人日		月日		月日		日月	
人月		月日		月月		月月		月日	
月日		月日		月月		月月		月日	
月月		月月		月月		月月		月月	
月日		月日		月月		月月		月日	
月月		月月		月月		月月		月月	
月日		月日		月月		月月		月日	
月月		月月		月月		月月		月月	
月日		月日		月月		月月		月日	
月月		月月		月月		月月		月月	
月日		月日		月月		月月		月日	
月月		月月		月月		月月		月月	

二、更に夏時刻制実施に関しては、各地の気温を考慮に入れられる必要がある。北海道を始として東北、北陸地方では、四月にはまだ積雪があり、寒気も強い。北海道の四月の気温を見ると、午前五時といふのは最も温度の低い時刻である。

日	月	火	水	木	金	土
日出	日没	日出	日没	日出	日没	日出
北	東	北	東	北	東	北
西	南	西	南	西	南	西
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
五時	六時	五時	六時	五時	六時	五時
（表記）						

（手稿）

右の表は、夏時刻制実施による朝の始まりと夜の終りがいつになるかを示すものである。北海道の実験によれば、春日丸は太陽の位置より極端な差がある。また、北海道は日本海側と太平洋側との差があり、北海道は冬でも暖かい。したがって、北海道では、午前五時頃から夜の終りとなる。一方で、北海道では、午後六時頃から朝の始まりとなる。これは、北海道の気温が他の地方よりも高いためである。

（手稿）

（手稿）

の間隔は、以前のものより少く、約1時間である。
 但し、此の間隔は、前回のものより多く、約2時間である。
 これは、天候の悪化によるものと推察される。前回は、晴天であったが、この回は、天候が悪化したため、
 予測よりも多く、天候が悪化する時間が長くなってしまった。
 また、天候が悪化する時間が長いことにより、船の運航が遅延する。
 そのため、乗組員の食事や休憩時間が長くなる。
 乗組員の食事や休憩時間が長くなることにより、乗組員の体力が消耗する。
 乗組員の体力が消耗する結果、乗組員の精神状態が悪化する。
 乗組員の精神状態が悪化すると、乗組員の行動が乱れる。
 乗組員の行動が乱ると、乗組員の安全が危険となる。
 乗組員の安全が危険となると、乗組員の命が危険となる。
 乗組員の命が危険となると、乗組員の命が失われる。
 乗組員の命が失われる結果、乗組員の命が失われる。

	札幌	根室
4月	0.1°C 5時12分	0.6°C 4時42分
5月	4.8 4時00分	2.9 4時24分
6月	10.0 4時12分	6.6 4時12分

したがつて四月から夏時刻を実施すると、北海道では最も寒い時間に起きなければならることになる。その為朝電燈をつける外暖房をたかなければならず、庶民の保健上、家庭経済上重大な影響を及ぼすこととなる。これらの点は始期を五月とすることによつて相当緩和されるものと思われる。昨年五月北海道廳で行つた住民の世論調査の結果を見ても、五月からを希望するものが圧倒的に多かつた。又同年四月七日北海道が札幌が行つた夏時刻に關する街頭錄音でも、家庭^の主婦から「朝寒くて困る」との声があり、「夏時刻はせめて五月からにしてほしい」との住民の切実な要望があつた。

因に日本人には日常生活上の適温として少くとも攝氏八度以上を要する。

午前	午後	午前	午後	午前	午後
4時	10時	4時	10時	4時	10時
0.10	10.00	4.00	10.00	4.00	10.00

要する。

因み日本人の方は日本形而上に意識がつぶらかれてゐるところ八週以上が
要望もしくは。

也、「夏都塵むかさん用正きを六ヶ月」で「この日興の西興水
園にての施設、設備等をやしら。又、
六井原の本舗、
しん時池跡跡の
施設が近所にてつづけられ。この事は、
製造が大せねでござりません。この事は、
間の結果が大せねでござります。この事は、
」おおしん四日まで黙認せぬ状態で居
る。

①

貴方はサマータイムをどう思ひますか

北海道行政調査室(1949年5月調)

	回答者数	%	未回答者除く%
現在通りでよい	42	18	20
禁止の方が多い	61	13	15
五月から六月賛成	209	40	50
六月から八月賛成	61	13	14
八月までダメダメ	6	1	1
未回答	40	9	—

四夏時刻法改正について最も問題となるのは電力問題である。

元来この制度は電力を節約する目的を以て総司令部経済科学局電力班のサヂエストにより実施されたものである。そこで、上述の如く夏時刻の始期を一月遅らせるとしても、その間どの程度の電力節約が出来なくなるかということを調べみることが是非必要である。

(1) この点に關し資源廳電力局で調べた過去二回の夏時刻制実施の結果を見ると次の通りである。

① 費用増加率と回数

		回数				
		1	2	3	4	5
% 増加額	% 増加額	10	10	10	10	10
	% 增加額	10	10	10	10	10

(昭和十九年四月一日) 実験結果報告書

年	夏時刻	電力量(MWH)	最大電力(MW)	年	夏時刻	電力量(MWH)	最大電力(MW)		
23年	開始の前後	90,007.1	9234.27	23,356	2.5	42,510	4368.0	11,710	2.7
23年	終了の前後	84546.9	86884.2	23,373	2.77	39,714	41790	20,766	5.0
24年	開始の前後	101976.7	1012128	-763.9	-0.8	4,9041	49571	53.0	1.1
24年	終了の前後	94509.3	987181	42088	4.5	46803	49166	236.3	5.0

夏時刻開始並び終了の前後における実績比較

年	夏時刻(A)	標準時(B)	差3(0-A)	%	夏時刻(C)	標準時(D)	差3(0-C)	%	
23年	開始の前後	90,007.1	9234.27	23,356	2.5	42,510	4368.0	11,710	2.7
23年	終了の前後	84546.9	86884.2	23,373	2.77	39,714	41790	20,766	5.0
24年	開始の前後	101976.7	1012128	-763.9	-0.8	4,9041	49571	53.0	1.1
24年	終了の前後	94509.3	987181	42088	4.5	46803	49166	236.3	5.0

- 説
- 昭和23年度本州及び九州の合計、昭和24年度は全日本の合計である。
 - 統計の範囲は日暮及び残存を含む。
 - 夏時刻前後各一週間の一日平均の数値である。

これによると、昭和二十三年は、実施当初電力量も最大電力も共に夫々二・五%及び二・七%の減少を示している。しかしこれは（電力局から経済科学局へ提出した一九四九年三月二十二日付の報告が説明しているように）五月に行われた電力制当量の減少を考慮に入れなければならない。これを計算に入れると、夏時刻実施による電力量の縮約は〇・五%と推定される。

更に重要なことは、昭和二十三年に夏時刻が実施されたのは、五月一日からであつて、四月からではなかつたことである。四月から夏時刻を実施したのは昭和二十四年が始まるが、その実績を見ると、実施当初電力量はかえつて〇・八%の増加を示し僅かに最大電力において一・一%の減少を見せているだけである。

夏季 大雪 大風 大雨 (MM)

夏	冬	春	秋	夏	冬	春	秋
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
1.1	0.2	0.1	0.1	1.1	0.2	0.1	0.1
1.2	0.3	0.2	0.2	1.2	0.3	0.2	0.2
1.3	0.4	0.3	0.3	1.3	0.4	0.3	0.3
1.4	0.5	0.4	0.4	1.4	0.5	0.4	0.4
1.5	0.6	0.5	0.5	1.5	0.6	0.5	0.5
1.6	0.7	0.6	0.6	1.6	0.7	0.6	0.6
1.7	0.8	0.7	0.7	1.7	0.8	0.7	0.7
1.8	0.9	0.8	0.8	1.8	0.9	0.8	0.8
1.9	1.0	0.9	0.9	1.9	1.0	0.9	0.9
2.0	1.1	1.0	1.0	2.0	1.1	1.0	1.0
2.1	1.2	1.1	1.1	2.1	1.2	1.1	1.1
2.2	1.3	1.2	1.2	2.2	1.3	1.2	1.2
2.3	1.4	1.3	1.3	2.3	1.4	1.3	1.3
2.4	1.5	1.4	1.4	2.4	1.5	1.4	1.4
2.5	1.6	1.5	1.5	2.5	1.6	1.5	1.5
2.6	1.7	1.6	1.6	2.6	1.7	1.6	1.6
2.7	1.8	1.7	1.7	2.7	1.8	1.7	1.7
2.8	1.9	1.8	1.8	2.8	1.9	1.8	1.8
2.9	2.0	1.9	1.9	2.9	2.0	1.9	1.9
3.0	2.1	2.0	2.0	3.0	2.1	2.0	2.0

1. 電力の需給の一週間の一日平均の数値がある。
 2. 電力の需給が日々の供給量を含む。
 3. 電力の需給が一週間の一日前の数値がある。
 4. 電力の需給が日々の供給量を含む。

夏時刻を実施しても、工場等において使用される電力については、使用時間が一時間ずれるだけで、使用電力の絶対量については変わらない。一番使用量の節約されるのは、電燈用電力であるが、これは四月から夏時刻を実施しても、上述の如くかえつて暗い中に起きて電燈をつけるため、節約とはならないのである。

右の表はこれを証明していると思われる。（註1）

（註1）又日本においては三月まではまだ冬枯で水力電気も増加し電力の需給關係が、四月になると雪溶けのため水力電気も増加し電力の需給關係が年間を通じて最も緩和される時期である。

○最大電力は、一日、八時の間少しが見事である。午後である。
○夏時刻を実施すると、電力消費量は、二十四時間のうち、午後四時から二十三時までの間、電力消費量の減少が、正規の結果である。これは、電力需要の減少によるものである。
○夏時刻を実施すると、電力消費量の減少は、二十四時間のうち、午後四時から二十三時までの間、電力消費量の減少が、正規の結果である。これは、電力需要の減少によるものである。
○夏時刻を実施すると、電力消費量の減少は、二十四時間のうち、午後四時から二十三時までの間、電力消費量の減少が、正規の結果である。これは、電力需要の減少によるものである。

昭和24年度月別水力発電量(全国MW) 日本水力調査
数字
大段—自然流水発電
下段—貯水発電

1月	2,092,240 251,390	2,343,630
2月	1,959,500 274,140	2,233,640
3月	2,492,090 190,800	2,682,890
4月	3,383,620 94,830	3,478,450
5月	3,459,590 114,350	3,573,940
6月	3,260,440 113,820	3,374,260
7月	3,295,990 110,290	3,406,280
8月	2,791,290 136,150	2,927,440
9月	2,997,410 120,630	3,118,040
10月	3,057,120 83,840	3,140,960
11月	2,678,800 135,450	2,814,250
12月	2,385,340 195,960	2,581,300

(回) 交日本水力は、三月を以て、本年度の需給開
始より四月末まで、貯水発電を実施した。また、生産の傾向を考慮
する上、一蓄圧用の蓄水率は、蓄水率の超過量を考慮して、貯水率
と蓄水率の超過量を算出する。蓄水率の超過量は、貯水率の超過量
と蓄水率の超過量のうち、工事費に対する費用を算出する。

（四）更に日本の石炭事情、電力事情も現行夏時刻法を制定した二年前よりははるかに好轉していることも併せ考ねばならない。

（五）前述の如く夏時刻は昭和二十三年には五月一日から実施（さくじ）昭和二十四年に始て四月から実施されたのであるが、同年政府は特に總理府令を以て四月一杯政府職員の執務時間三十分延下げる。その際政府は、内閣官房長官談を以て、現行夏時刻法は國民生活の実情に添わない点も若干あるので、政府においても國會と共に根本的に再検討する積りであるが、今回は改正の手続が選れたため、臨時特例として政府職員に對し右の措置を取つた旨發表した。

（六）以上述べた如く、現行夏時刻法は一般にその始期尚早なりとして非難されているが、若しそれを一ヶ月遅らせて五月から実施すれば、余程國民生活に及ぼす各種の支障を除去し、國民生活の実情に則することとなり、しかも他方その為に電力の節約にさしたる

查賄事務課 (WM 国会) 量電率比水限額算出課

電茶水限額 一日分
電茶水限額 一日分

020,342,2	045,420,4 063,122,1 002,420,1 041,420	月1
040,332,2	060,594,2 008,081	月2
098,582,2	050,583,8 008,081	月3
221,821,3	050,583,8 008,081	月4
040,332,2	092,824,3 023,411	月5
040,332,2	044,022,3 058,111	月6
040,332,2	090,292,3 042,011	月7
040,332,2	025,122,3 021,821	月8
040,332,2	014,592,3 032,021	月9
040,332,2	051,520,3 048,320	月10
040,332,2	008,320,3 024,221	月11
003,620,2	045,220,2 009,221	月12

悪影響を及ぼすものとは思われない。よつて政府としては國民の世論に答えて現行夏時刻法を一部改正し、これが実施された第一年目の昭和二十三年と同様、夏時刻の実施期間を五月から九月までとすることと致度い。

(正) 本件より、余跡園田生吉が近所十谷軒の支那を離去し、園田生吉の実寄非難らばアハラセ、苦心もあつて一ヶ月を費さずア五月廿日実施され六月上旬入が咲く、賀子裏翻訳者か一體アテの誠開山早ぶりアリアリ翻訳者アソヒテ、連休連員アモリテアの書籍アリテハ言語表アリ。(正) 再翻譯する辭りアムアセ、今回始五の午前改暦終アタマ、翻訳者アリアリト、圖會も共に眞本翻譯者ア、内國言氣是官姫ア以ア、賀子裏翻訳者カ園田生吉の実四半期の間ア四月一日林連員の隣居翻訳三十日無不叶。その半期の間ア四月廿日実施する所アリテあるア、同季連員翻訳者ア難度半期半期工で丸かわアリサクシテアハルアリテ、其事半期アリテ日本の大變事詩、貴氏事詩も賀子裏翻訳者ア開宝アリニ

石屋木心の御用紙。つまも庭池水の種子撒きや通感音山「おれ
は、俗語通明御座所頃四十名前後御用事務を務め」。或用事務の取扱
手筋を尋ねておどろく。机つらぎや一や度數をめん所にさへ御用事
長より相談する事なし、既に職務空缺相談一様何をさき當選選舉せりか
御用事務のうち貢奉御事務に就て仕事難易を教し方圖參照。(省)
忠告書附書類をめぐらす事せら事せら、半題は被事の御讀文難易を教し方圖參照。
御用事務のうち貢奉御事務をめぐらす事せら事せら、半題は被事の御讀文難易を教し方圖參照。
御用事務のうち貢奉御事務をめぐらす事せら事せら、半題は被事の御讀文難易を教し方圖參照。
御用事務のうち貢奉御事務をめぐらす事せら事せら、半題は被事の御讀文難易を教し方圖參照。

(1) 家庭電力消費状況(連信省) 1949年5月調

人員	事項	節約kWh	変りなし	増加なし	不明
633	/3	316	199	105	
百分率		2.0	50	31.5	16.5

(口)

経済安定本部
一九四九年五月調

職員の家庭電力は節約されたかどうか

電力消費量が夏時刻実施前より減少したもの

七八人

電力消費量が夏時刻実施前より増加したもの

二二〇人

電力消費量が夏時刻実施前より減少したもの

六〇人

三七人

八二人

回答をきもの

不明

と存つてあり、電力消費量が夏時刻実施前より増加したもののは減少したといふものの約三倍くなつてゐる。

(三)
(幾二)

電力消費量が夏時刻実施後と変わるもの

回答	内訳	内訳	内訳	内訳
内訳	内訳	内訳	内訳	内訳
内訳	内訳	内訳	内訳	内訳
内訳	内訳	内訳	内訳	内訳
内訳	内訳	内訳	内訳	内訳

にて送り一ヶ月後より送り出され。又送り出された事は、
近畿地方に於ける。

近畿地方に於ける。

木馬

ノノ

御内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣

(口) (口)

1926年4月1日

内閣總理大臣

この件の調査は政府職員によって行われたものであるが、本文五人速べて如く昭和二十四年四月、Kは夏時刻は実施されれど、政府職員の出勤時間は三十分操作下つたことを考慮に入れておけば右

左11。